

次に、議席5番、飯田進君。

〔5番 飯田 進君登壇〕

○5番（飯田 進君） 皆さん、おはようございます。傍聴にお越しの皆様には、お忙しい中大変ご苦勞さまでございます。議席5番、飯田進でございます。議長の許しを得ましたので、通告に従いまして、これから質問させていただきます。執行部の誠意ある答弁をお願いいたします。

さて、この定例会に入る直前に、2020年に東京でオリンピックが開催されるという大変うれしい知らせが飛び込んできました。早くもその経済効果は3兆円と試算する経済評論家もいれば、100兆円と試算する人もおり、そのはかり知れない予想効果に大きな期待がされるとともに、多くの国民に夢と希望を持たせるものとして、開催決定に国中が歓喜に湧いたところでございます。これを契機に、ぜひとも日本が再び発展することを期待するとともに、東北大震災の被災地の今まだ困難な生活を送られている人々にも大きな励みとなり、復興に弾みがつくことを期待するところであります。

それでは、これより質問に入らせていただきます。まず、1項目め、圏央道の休憩施設について質問します。いよいよ境インターチェンジまで26年度に開通、条件つきではありますが、全線開通も27年度には完成予定と迫ってきた中、その宣伝効果も大きく期待されるものとして、昨年10月に町長名並びに議長名で施設の要望書を県知事宛てに提出されましたが、その後要望書に対しての取り扱いはどうなっているのか、また今後どのような誘致活動を進めていくのか、これが1点目であります。

また、休憩施設は、これに附帯してさまざまな施設を併設あるいは隣接した特色ある休憩施設が各地に設置されていると聞きますが、町ではどのような構想内容で計画しているのかお聞かせください。これが2点目であります。

次に、2項目め、圏央道建設工事に伴う道路通行規制について、圏央道建設工事、特に盛土工事区間においては数カ所立体交差になるため、カルバート工事の施工が予定され、既に着工に入り通行どめになった箇所もあり、一方、廃線予定になる道路も数カ所ある。こうした通行どめによる生活不便や交通渋滞は、現に生じつつあり、今後工事箇所がふえると、さらに悪化するのではと心配されるが、対策はあるのか。

次に、3項目め、国民健康保険について、国民皆保険制度という世界的にも大変医療保険制度の進んだ国と評価される一方で、この制度を財政的にも健全に維持するためには、被保険者が共助的に所得に応じて保険税を負担しなければならない。しかも、保険給付等の歳出に見合うため、歳出に十分に見合う財源を確保しなければならない。したがって、事業を運営するどこの自治体においても、その保険税算出、そして徴収には大変苦慮していることと思います。当境町でも例外でないと思います。

しかし、これまでも何度か質問したことでありますが、やはりどうも理解できない、納得できない点があるということで、再度質問させていただきます。町民1人当たりの保険給付額は、県内でも低順位なのに、徴収する国民健康保険税は県内最上位の状況にあると思われるが、その原因はどこにあるのか、また保険税額を低減することはできないのか。

以上、3項目、5点について質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、私から飯田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目め、圏央道の休憩施設についての1点目でございますが、昨年10月に誘致の要望書を県知事宛てで提出をされたが、その後取り扱いはどうなっているのか、また今後どのように誘致活動を進めていくのかとのご質問でございますけれども、今までの流れを申し上げますと、休憩施設、いわゆるパーキングエリアの設置要望につきましては、茨城県から沿線自治体に対しまして休憩施設設置の意向について調査があったことに伴いまして、境町及び境町議会との連名で、茨城県に対しまして誘致したい旨要望書を提出をしてきたところでございます。

その後、茨城県から境町の要望書につきましては、高速道路の事業者でございます北首都国道事務所に対しまして具申をするとの回答を得てまいりました。これを受けまして、北首都国道事務所長に確認をとりましたところ、休憩施設につきましては、基本的にはネクスコ東日本にて検討する事柄であるとのことでした。そこで、今度はネクスコ東日本に対しまして、要望書提出後の動向につきまして問い合わせをいたしましたところ、現時点では場所の選定を含めまして検討中との回答でございました。

今後の誘致活動でございますけれども、いわゆるネクスコ東日本を初めといたします関係機関に対しまして、境町の議会の皆様とともに積極的な誘致活動を今後も展開してまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目の休憩施設はどのような構想内容で計画をしているのかということでございますけれども、いわゆる高速道路の休憩施設には、議員ご指摘のように駐車場や休憩所、トイレのほかにガスステーションやらベビールームあるいはドッグラン、あるいはホテルとかスマートインターチェンジなどが最近では併設をされたサービスエリアやパーキングエリアなど、さまざまな形態がございます。

圏央道の休憩施設につきましては、ネクスコ東日本、先ほども申し上げましたけれども、現時点の状況を再度先般確認をいたしましたところ、東北道から常磐までの間に休憩施設が必要である。場所の選定を含め、現在検討中であるという回答がございましたので、ひとつよろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

1項目につきましては、私のほうから以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 町議会連名で提出したとの答弁ですが、いきさつからしますと、県の高速道

路対策室から町へ照会があり、それから議会への報告があっただけなのかなということ、それで、それはぜひとも要望書を出すべきだろうということで提出された経緯があると思うのですが、今の答弁の流れでいきますと、何か町は議会の要望で動いているのではという印象を受けるのですけれども、町としても積極的にこれからも動いていくという意思があるのか、その辺を確認したいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

今後につきましては、ネクスコ東日本を初めとしまして、関係機関に対しまして、先ほど申し上げましたように議会の皆様とともに、町としては積極的な誘致活動を今後も展開していくということでございますので、その旨ひとつご理解をよろしく願いをしたい。

ただ、条件といたしましては、町といたしましては昨年の12月に北首都国道事務所の所長さんに、圏央道の研修も含めまして、大きな2点目としましてパーキングエリア、いわゆる休憩施設の現実的な可能の問題、先ほど飯田議員さんおっしゃったように、県のほうから設置の要望が来たわけでございますので、まだその概要等についてのイメージは、それは確かに近辺ではございますが、ただ今回の境町の圏央道の開通に伴ういわゆるパーキングエリアについての現実的な問題につきまして、当時の所長さんのほうにお尋ねをしております。そのときには、いわゆる技術的にはなかなか、もちろん境町の場合は圏央道の延長の距離の問題もございますけれども、基本的には所長さんが言うには、インターチェンジ周辺からは一定の距離がないと、いわゆるパーキングエリアとかサービスエリアの設置というのは、一般的には難しいのだということをお伺いしております。

例えば、インターチェンジは当然出入りの交通がございますので、その標識の関係とかあるいはすぐ近接にパーキングエリアができますと、ここも分流、いわゆる入る、出るの関係がございますので、高速道路としては一般的には、インターネット等で調べますと、大体15キロ置きぐらいに休憩施設というのはあるというふうなことでございますので、その辺が一つの課題ですねというお話はお伺いしております。

しかし、町としましても、非常に先ほどの青木議員のご質問にも連動いたしますが、町をPRするという意味では絶好の施設でございますので、そういった意味におきましては、今後十二分に、恐らく時間はかなり短いとは思いますが、ネクスコ東日本等々の関係機関にも、設置をしたい旨の要望書どおりの行動を今後も展開をしていきたい、このように考えておりますので、ひとつご理解方よろしく願申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） いろいろ検討課題もあるということなのですが、今後、ネクスコ東日本の意向等を情報を得ていく中で、誘致活動を進めていくというような趣旨の発言もございましたが、これはむしろ要望については待ちの姿勢ではなくて、受け身の姿勢ではなくて、積極的にこちらから計画案を携えて持っていくべきではないかと思うのですが、その辺をお答えいただければ。

よろしくをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

ネクスコ東日本とは、実は26年度あるいは一部27年度開通というふうなことで、既に各種の工事が発注をされてございます。そういった意味では、非常にネクスコ東日本、従来は国交省の北首都国道事務所のほうとの協議はしておいたわけでございますが、今度は事業者たるネクスコ東日本とそのような工事を通じまして、非常に行き来が多くなってまいりますので、そういった意味におきましては、今後、そういったあらゆる機会を通じまして、パーキングエリアなりの動向あるいはそういった現在の情報、こういったものを正確に把握をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 圏央道のインターチェンジ周辺開発については、先ごろ開発に向けて関係者、関係団体、有識者による協議会を立ち上げ進めていくということですが、このパーキングエリアについても、やはり関係機関や各事業者、各団体と有識者とを交えて誘致活動を進めて、ともに施設の設置場所や施設内容についても知恵を出し合って、町住民挙げてやっていくようなことも必要ではないかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

町長の町政報告の中でも申し上げておりますが、圏央道の周辺開発につきましては、今回の事業といたしまして、いわゆる職員によります検討委員会のほうは既に立ち上げてございます。民間の識者を入れました協議会につきましては、今月の下旬ごろ開催をしたいというふうな予定で取り組んでおります。これは現実的な手法を、いわゆる土地の利用者に対する地権者の説明会の前段として行っていくための検討会でございますので、これからの今後のまちづくりの方向性について極めて重要な場所になるだろうと、組織になるだろうというふうに考えております。

当然、現実的なパーキングエリアの問題も、その中で関係機関を通じまして位置づけ等についても、あるいは恐らく識者のほうからも、そういった考え方なり、提案なり、どういうふうな取り組みをし

ていくのかというふうなことも、当然、これは出てまいるであろうというふうに予想はしておるところでございます。そういったことを踏まえまして、識者の会議の中でそれらについての確認、今後の取り組みにつきましても、町として一定程度整理をした中で、住民の方の説明会にも入っていきたいというふうに考えておりますので、それも重要な一つの提案といたしますか、非常に関心のある出来事でございますので、そういったことで含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解方よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） いずれにしましても、圏央道の完成も近づく中で、設置要望していくという期間も限られてきます。早急にこれから動いていただき、さらに要望活動を積極的に行っていただければと思います。要望の要望ということでよろしく願います。

この件については、以上で質問を終わります。

○議長（関 稔君） これで、1項目についての質問を終わりにします。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 須長 弘君登壇〕

○産業建設部長（須長 弘君） 2項目めの圏央道建設工事に伴う道路通行規制についてのご質問にお答えをさせていただきます。

通行どめによる生活不便や交通停滞が生じつつあり、今後工事箇所がふえると、さらに悪化するのではないかと心配されるが、対策はあるかのご質問でございますが、議員ご承知のとおり圏央道の開通見通しが国土交通省より示されまして、仮称になりますけれども、五霞インターから境インターまでの区間につきましては平成26年度、境インター東側につきましては27年度の開通予定との見通しが公表されたところでございまして、現在、塚崎地内の県道境・間々田線から境インターチェンジ東側を走る町道1-7号線、長田小学校の通りになりますか、この区間につきましてはネクスコ東日本において工事が発注をされてございます。また、1-7号線の東側、坂東市に接する内門新田の区間につきましては、国土交通省直轄事業で高架工事や地盤改良の工事が既に発注をされているところでございます。これが開通予定年度の供用開始に向けた事業が、かなり急ピッチで推進をされているというような状況にございます。

これらの工事に伴う道路の通行規制につきましては、工事施工に伴い通行どめや迂回路措置がなされる路線がございます。県道、町道両方ございますけれども、県道につきましては尾崎・境線の長井戸地先や結城・野田線、さらには境・若線等がございます。町道にあつては、圏央道の盛土構造部分において立体交差となる特に1-2号線の長井戸地先を初め、14路線において横断ボックスの施工がされ、また路線の変更に伴う町道につきましても、従来の機能を確保するための工事が施工されるこ

ととなっております。これらの工事は、通行どめや迂回措置が講じられた上で施工されることになっております。

このような措置につきまして、それぞれ道路管理者や境警察署に対しまして、通行制限や交通規制の関係から、事前に工事実施協議書というものが提出をされ、協議がなされておまして、安全の確保が確認された上で通行どめや迂回措置等を行い、工事が施工されているというふうな状況がございます。

また、施工に際しましては、工事事業者より現場での案内看板の設置による誘導はもちろんのこと、事前に関係行政区長さんに対し工事のお知らせについての周知等を図ってきているところでございます。もし、日常生活に不便を来すような事例等がある場合には、事業者に対しまして、その対応策を講じるよう指導してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 県道尾崎・境線は8月19日から来年4月までの予定、町道1540号線、1671号線、これは長井戸地内ですけれども、これももうじき9月17日から通行どめというようなことで、長井戸地内については、自転車、歩行者専用の通路の迂回路を設置している状況でございますが、尾崎・境線が通行どめになったことによることと思うのですが、今月初め、ばんどう太郎の信号交差点、あそこで交通安全協会として立哨活動を行ったのですけれども、一緒に立っていただいた方が、先月と違い随分車の交通量が多いということで、これは尾崎・境線が通行どめになったことによる迂回ということで、大分ふえたのかなと思うのですけれども、こういった影響で車が大量迂回するということによって、子供たちの通学路にも影響するのではないかとということで心配しているのですが、子供たちの通学路の安全対策というのも考えていただきたいのですが、その辺はどう対策をお考えかお答えいただきたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

この許可する時点に、私どもにつきましては事前協議の段階で、特に通学路問題につきましては教育委員会のほうと協議をさせていただきます。そうした中で通学者の通路の確保というものを実施して対応しているというふうに考えてございます。また、工事現場との距離の保安確認、保安の確保、こういう部分についてある一定の距離を置き、さらにその通学路には入らないようなネットを張ると、そういうような部分も対応している区間もございます。そのような形で対応させていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 通行どめ、迂回の案内の標識、この表示方法が少しわかりづらい、見づらい。具体的には、先ほどの尾崎・境線なのですけれども、信号の交差点に入ってからでないと読み取れないような細かい道路情報が書いてあるものですから、その辺についてももうちょっと工夫をしていただいて、わかりやすいような標識、案内ですか、そういうふうにしていただけないものか、その辺をご答弁お願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

今の議員ご指摘の案内表示板等が見づらいというようなことにつきましては、事業者のほうにこれから指導をさせていただきます。また、どうしても工事車両が多くなる部分がございますので、朝夕の混雑時間帯には、できるだけ工事用の車両は避けるようなことについても、事業者のほうと協議をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） これは、むしろ初めに質問するべきだったのですけれども、現実に通行どめになる箇所について全部で何カ所、区域全体でどういう状況にあるのか、それをご説明いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（忍田 博君） ただいまの飯田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

計画では塚崎側から境インターのところまでで15カ所が、つけかえ道路の関係で機能補償の関係を工事をするということになってございまして、それから境インターから東側につきましては、国土交通省が直轄で工事を進める区間ですが、やはり15カ所ほど機能補償ということで工事をする予定でございまして、全部で30カ所のそういう場所がございまして、通行どめの期間につきましては、工事の施工の中で調整してやっていくということになってございまして、一応計画ではそのようになってございまして、ひとつよろしくをお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 圏央道の工事自体が大分早期化したということで、こういった周辺の道路の整備も急がれるということで、通行どめも大分重複するという状況にあると思うのですが、十分安全対策に配慮して対策をしていただければと思います。

これで質問は終わりにします。

○議長（関 稔君） これで2項目めについての質問を終わりにしたいと思います。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） それでは、3項目めの国民健康保険についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、町民1人当たりの保険給付額は、県内でも低順位なのに、徴収する国民健康保険税は県内最上位の状況であると思われるが、その原因はどこにあるのかとのご質問であります。境町の国民健康保険の医療費につきましては、急速な高齢化の進展あるいは医療の高度化などにより年々増加をしておりますが、県内で見ますと、平成23年度実績では一番低い順位となっております。しかしながら、平成20年度におきまして医療費が想定外の大きな伸びを示したことから、財源に不足が生じたために、国保支払準備基金の取り崩しと一般会計からの繰入金を行ったところでございます。そのため、平成21年度には国保税率等の改正を余儀なくされまして、県内では高い国保税額となった経緯がございます。

国民健康保険の財源につきましては、国保加入者の皆さんがご負担する国保税のほか、国及び県などの負担金、補助金あるいは繰入金等から成っておりますので、歳出におきまして医療費が増大し財源が不足した場合に、その収支は国保税額等の引き上げあるいは一般会計からの繰入金の増額または国保支払準備基金の取り崩しなどで対応することになります。境町の場合、国民健康保険の収支につきましては、国保税の確保により、一般会計からの法定外繰入金をほかの市町村と比較し低く抑えておりますので、本来あるべき財政運営ではございますけれども、このことが議員ご指摘の国保税が県内最上位の最も大きな原因になっております。

次に、保険税額を低減することはできないのかについてのご質問でございますが、国保税率改正時の平成21年度及び平成22年度につきましては、医療費の状況が比較的安定していたために、繰越金を除いた単年度収支においては黒字となっておりましたが、平成23年度から赤字となっておりまして、平成24年度につきましても、医療費が1人当たり対前年度比5.8ポイント上昇するなど、予断を許さない状況となっております。その結果、平成23年度決算後の繰越金が1億6,611万円でしたが、平成24年度決算後の繰越金は1億2,452万円となりまして、大きな財源となります繰越金が4,159万円の減額となっております。このため、現在の状況から国保税額を低減するための改正につきましては、今後、医療費の増大が確実と予想される中では、極めて難しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。



飯田進君。

○5番（飯田 進君） 先ほどのご説明で、平成24年度の医療費が平成23年度と比較して5.8ポイント上昇しているとのことですが、国保会計として全体的な実質収支、これを算出していただければ、お聞かせください。

また、その結果、今後の影響はどのようになるか、推測していただければ、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） お答え申し上げます。細かい数字につきましては、来週の決算委員会がございますので、ここでは概略をご説明申し上げたいというふうに思います。

まず、平成24年度の単年度の収支決算といたしましては、歳入総額、これは33億1,290万円ほどございます。それから、歳出総額、これも約31億8,840万円ほどございまして、それを差し引いた残額でプラス1億2,450万円ほどの、これは形式的な決算ではございますけれども、黒字となっております。この黒字額を次年度に繰り越すことによって、平成25年度の大きな財源となりますが、当該年度の収支均衡を見るための実質的な収支を算出するには、前年度までの収支結果を含みますことから、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引くこととなります。

したがって、歳入のうち前年度の準繰越金と一般会計からの法定外繰入金を除いた合計額、これが合計いたしまして1億7,713万円ほどございます……から支払準備基金のための積立金、これは24年度につきましては3万1,600円ほどございまして、それを除いた歳出額を差し引きますと、先ほど形式的には1億2,450万円というふうな黒字決算を行いましたけれども、実質的な収支で申し上げますと約5,258万円ほどのマイナスとなっております、いわゆる実質収支で申し上げますと赤字決算となっております。

また、今後、どのような影響が予想されるかといったご質問でございますけれども、今後の医療費の伸びを予測することは非常に困難な状況でございまして、先ほども申し上げましたように、平成21年、22年のときには想定を超えた医療費の増大、伸びがあったというふうなこともございまして、非常に困難な作業ではございますけれども、ある程度推移をいたしまして、実質収支の損益を試算の上、その結果を踏まえて、当面、引き続き支払準備基金への積み立てが可能かどうかあるいは逆に崩すことが必要なかどうか、それらを視野に入れまして、あわせて法定外繰入金が必要かどうか、必要であればどの程度の額で、そのうちどの程度が可能なものか、あるいは最終的には繰り上げ充用というふうな制度もございますので、そういった制度の有無も検討するなど、今後の国保運営上さまざまな対応あるいは影響が想定されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 境町の場合、医療費の主な財源が国保税となっていることが大きな原因とのご説明でしたが、それでは一般会計からの法定外繰入金を増額すると、国保税の負担が軽減されることになると思いますが、そういった今後増額するお考えはあるのかお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これについては、以前にも税の公平さあるいは財政的にも極めて厳しいということで、町長からご答弁いただきましたが、その後の状況も踏まえて、ワースト1位というのは、町長にとりましてもなかなか気分のいいことではないと思いますので、その辺いかがお考えかお伺いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

境町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） ただいまの国保の問題で、茨城県で一番国保税が高いというのは境町ですので、悪いことでも1番となるのは大変なことなのですけれども、余り名誉なことではありません。

私もいろいろ分析させてもらいました、なぜだろうということ。ここです。1つだけわかっていることは、最高限度額というのが決まっているのです。国保税は51万円。幾ら所得があっても、幾ら財産があっても、それ以上上がらないのです。これが1つです。それと、いわゆる健康保険につきましては、職員なんかが入っている共済組合保険あるいは国主導の厚生年金というか国民健康保険、いわゆる会社半分、個人半分負担というやつ。それと大企業なんかがつくっている組合保険と、4種類、境町の中でもその4種類の保険に入っている人がいるわけ。その中で、境町ではたしか1,000人だったと思いますけれども、人数で、人が2万5,100人ですか、今。そのうちの1,000人の人が国保に加入しているという状況でございます。その1,000人、ちょっと確認しますけれども、たしか1,000人…。1万人だね。

〔「1万人」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） 失礼しました。1万です。1桁違っていてまして、1万人の人が国保に入っているということですから、その人たちの保険税が国民健康保険ということになります。一般的な会社とかこういう職場ですと、半分以上を企業が払い、半分以上を個人が払うというシステムですから、それからいくと民間の保険のほうがはるかに高いのですけれども、個人負担は少ないという、そういうメリットが、企業で半分持つという制度がありますから。国民健康保険の場合は、全額いわゆる個人負担ということですが、先ほど言いましたとおり、国からと県から、そして町から法定費用ということで、町の税金から1億7,000万毎年出ています、法定内では。さらに、県、国から来てありますから、実質的には大体同じくらいになるのかなというふうな考えをさせていただきました。

そして、いわゆる税額の決定方式には所得割、資産割、均等割、平等割と4つの種類があるのです。それらが全部地区によって若干の違いはありますが、おおむね変わりません。境と五霞につい

でもほとんど変わらないところがあります。しかし、若干の違いはありますから、その若干の違いの差が税金となってあらわれます。例えば1人当たりでいきますと、境町が11万4,548円、五霞町が10万59円、それと大きいところだと、同じくらいの自治体でいきますと、八千代町が9万8,329円、これくらいの差があります。したがって、最高ですと2万近い差が出てくることは、1人当たりで考えられます。

先ほど申し上げましたとおり、これは最高限度が51万円でありますから、限度額の人が多ければ、平均は高くなります。したがって、所得の層によって全部国保税というのは違うわけですから、最低所得の人は、部長、幾らですか、今、恐らく1万三千幾らだったような気がしますけれども、最低の人は月それくらいなのです、1人当たり。ところが、最高の人、さっき言った51万年間かかりますから、その層によっても平均すると違ってしまいます。そういうものをいろいろ換算して全て計算してみないと、本当にどういう理由で高いのかというのが出てこないということ。実を言いますと、きょう決算資料を持ってこいといっていたら、私が自分なりにいろんな調査をしてみたものですから、この前もたしかやったのですけれども、そういう状況なのです。

法定外の費用、今言った1億7,000万以外に一般財源から繰り入れをすることによって、若干下げることができます。その試算をやってみました。例えば法定外に町から5,000万繰り入れますよということをやりますと、1人当たり年間で5,000円ほど下げることができます。1億やれば、当然倍の1万円ほど下げることができます。51万円の人、これは最高ですから、恐らくそれから下がることはないでしょう。所得とあれによりますけれども、最高限度は決まっていますから、その人が下がるということはありません。それ以外の人で平均するとですから、そういうものも含めて、低所得者が1万円下がるのかというと、そういうことでもありません。それくらいの下げることができる、可能であります。

例えば1億円、一般財源から入れた場合です。この1億円、どこから捻出するか。結局は一般の保険、ほかの厚生年金やあるいは企業年金や共済へ入っている人たちが納めた税金を含めて、その国保の人たちのお金に入れると、こういうことになるわけです。果たしてそれがいいのかどうか、これもよく考えなければいけない問題だと思います。ただ、為政者、政治をやっている人は、国保が高いのは嫌なものですから、国保税を下げますなんと、選挙は非常にやりやすいのです。そういうものを含めると、一般財源からどんどん繰り入れしてしまって国保の独立性というのは失っていく、そういう面はあるのです。確かにそれはあると思います。

ですから、例えば先ほど言いました一般会計の繰り入れですけれども、坂東市1人当たり8,800円繰り入れてあります。五霞で三千幾らだったでしょうか。五霞はそんなに入れてない。五霞は1,800円しか1人当たり入れていません。人数も少ないですけれどもね。坂東市につきましては8,899円、1人当たり入れてあります。これ、2万2,000円ですから、大体2億近い金を一般財源から投入していると。そういうことで保険料の値上げを抑えていると。

では、それだけ大幅に値段が違うかという点、大幅に違うわけではないのです、人数ですから。そういう中でいきますと、若干の差はあります。私はこの繰り入れの仕方、一般に余裕があれば、考えていかなければいけないと思いますけれども、あえて一般財源に余裕がない中で、国保税を例えば年間1,000円下げのために1億円入れるのはいかがなものか。そして、1,000円下げてくださいという人が、本当に感謝して喜んでくれるのかどうか。それよりは、むしろみんなが医者へ行く分、極端に申し上げますとですけども、1日に2カ所も3カ所も医者へ行ってたなんという人が1カ所にしてくださいだけでも、それぐらいのコストは下がってしまう。薬をジェネリックにしてくださいだけでも、2割ぐらいコストが下がってしまう。

もう一つあるのです。いわゆる成人病と言われる病気、血圧あるいは糖尿病の方、これは薬を、今、最高2カ月分まで1回行くともらえるのです。つまり2週間に1遍行って、診察料がかかりますから、大幅に医療費が違ってしまいます。これはお医者さんに悪いので、余り本当のことを言ったことないのですけれども、血圧の薬2カ月分、一遍に行って1日で済むわけです。2カ月分もらえます。そうしますと、それで済むのですけれども、2週間に一遍行くと、2カ月に4回から5回行くこととなります。そのたびに医療費が、診察料がかかってきます。そういうところのコスト削減等は何とかできないものかということ、常々機会あるごとにPR、医者へ行くなというPRはできませんから、それ以外のジェネリックなんかは本当に利用していただくことによって、薬代が最低2割は下がります。そういうものでそれぞれ一人一人が健康に注意しながら、やっぱり医療費のかかるということも自覚していただくことが大切であろうと思っています。

茨城県で2番目にするのには、大体1億から1億5,000万ぐらい一般財源から入れないとならないと思います。1番から2番になったからって、そんな大したことではありません。1番から逆の1番になるのだったら、やってみたいと思いますけれども、そういうことを踏まえて今後の国保運営というのは、やっぱり健全な運営、誰もが安心して医者にかかれる、そういう運営の仕方をしてまいりたいというふう考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

飯田進君。

○5番（飯田 進君） 今のお話ですと、境町には随分所得の高い人ばかりいるのかなというふうな印象を持っているのですけれども、これは資産割とかそういったものを含めてのことなので、そういうことなのだと思うのですけれども、社会保険等の加入者と国民健康保険の加入者で公平感が損なわれてはならないというふうなご答弁ですけれども、いずれ社会保険加入者も定年で退職すると国民健康保険に切りかわる。そこで、あるいは高くなったなという、負担が大きいなということもよく聞きます。また、国民健康保険加入者は高齢の人が多くということで、医療費もかかることと思います。それで、厳しいのかなと思うのですけれども、できれば健全な財政は維持しつつ、できれば最上位の汚名を挽回できるように頑張ってくださいと思います。

以上で、これは要望ということで、質問は終わりにします。以上です。

○議長（関 稔君） これで飯田進君の一般質問を終わりにします。